（登録事項証明書の種類等）

第八十条　登録事項証明書の記載事項は、次の各号の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　全部事項証明書　登録記録（閉鎖登録記録を除く。以下この項において同じ。）に記録されている事項の全部

二　現在事項証明書　登録記録に記録されている事項のうち現に効力を有するもの

2　前項第一号の規定は、閉鎖登録記録に係る登録事項証明書の記載事項について準用する。

（登録事項証明書等の作成及び交付）

第八十一条　登録事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登録記録に記録した事項の一部についての登録事項証明書については適宜の様式によるものとする。

一　樹木採取権の登録記録　別記第二号様式

二　共同担保目録　別記第三号様式

三　信託目録　別記第四号様式

2　登録記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登録事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。

3　登録事項証明書又は樹木採取区図の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

（閲覧の方法）

第八十二条　令第六十六条第三項の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。

（手数料の納付方法）

第八十三条　令第六十六条第四項に規定する手数料を納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

（送付に要する費用の納付方法）

第八十四条　第七十八条第二項の交付の請求をする場合において、第八十一条第三項の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。

2　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって農林水産大臣が指定するものを請求書と併せて提出する方法により納付しなければならない。

3　前項の指定は、告示してしなければならない。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）

第一欄	第二欄
樹木採取権番号欄	樹木採取権番号
樹木採取区の所在地及び面積欄	樹木採取区の所在地及び面積
存続期間欄	存続期間

別表第二（第十六条、第十九条関係）

原因及びその日付欄	登録原因及びその日付
登録の日付欄	登録年月日
	閉鎖の年月日

項	登録	申請書記載事項	添付書面
表題部についての登録に共通する事項			
一	樹木採取区の所在地又は面積についての変更の登録	変更後の樹木採取区の所在地又は面積	イ　変更があったことを証する書面 ロ　樹木採取区の所在地についての変更の登録を申請するときは、変更後の樹木採取区図
二	表題部の登録事項についての更正の登録	更正後の表題部の登録事項	イ　錯誤又は遺漏があったことを証する書面 ロ　樹木採取区の所在地についての更正の登録を申請するときは、更正後の樹木採取区図
三	令第二十六条第二項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登録		相続又は法人の合併を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）及びその他の登録原因を証する書面
四	登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）
五	権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　付記登録によってする権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者が作成した当該第三者の承諾を証する書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
六	登録の抹消（十四の項及び二十九の項の登録を除く。）		イ　令第三十二条第二項の規定により登録権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があったことを証する書面